

# 浄化槽を設置されるみなさまへ

浄化槽は処理能力、処理方法はほぼ下水道と同じですが

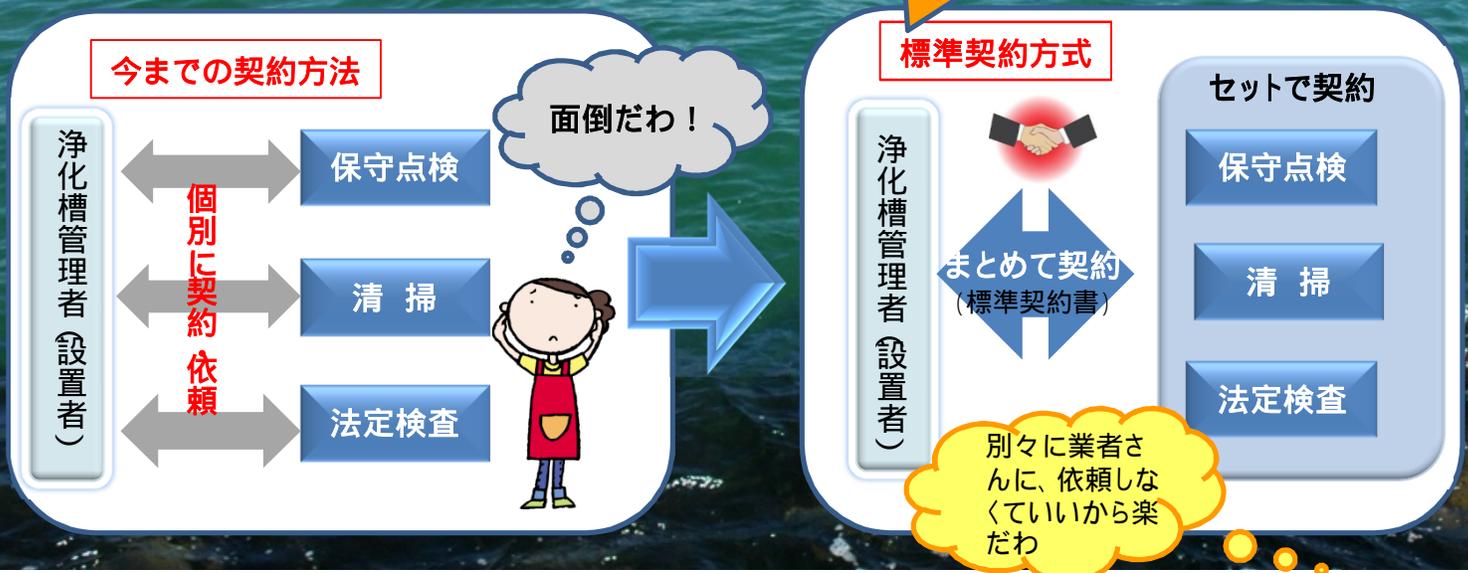
下水道は、市町村長が使用者から使用料を徴収し、自ら管理しているのに対し  
浄化槽は、浄化槽法という法律で、使用者本人に管理を義務づけています。

ですから、法律で決められた、「**保守点検・清掃・法定検査**」が必要です。

## 「標準契約」は

この三つの業務がまとめて契約できる  
たいへん便利なシステムです。

平成24年4月から  
スタートします



標準契約とは、法律で決められた3つの業務を一本化し、個々に依頼する煩わしさがなく、料金も明確であんしん、支払いは分割でらくらく口座振替

- ◆ 個々に行っていた保守点検・清掃・法定検査が同時に契約でき簡単
- ◆ 料金が明確で口座振替にすると分割払いができ、支払いがらくであんしんで便利  
(自動口座振替の手続が必要です)
- ◆ 業者同士の連携で浄化槽のトラブルに迅速に対応



# 浄化槽はまとめて契約して 便利・安心・らくに管理！

「保守点検・清掃・法定検査」を一括でご契約下さい



口座振替にすると料金が明確で、  
分割に払え、しかも口座引落だから  
安心して楽だわ

## 浄化槽標準契約システムとは？

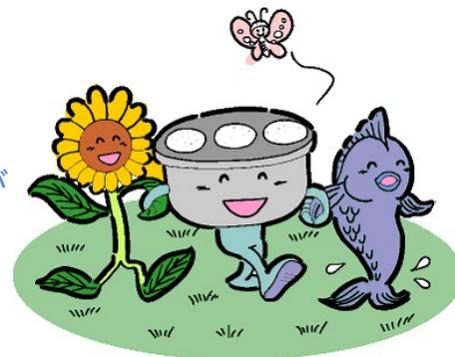
法律で浄化槽管理者に義務づけられた「保守点検・清掃・法定検査」の窓口を一本化することにより、個別に依頼する煩わしさがなく、浄化槽管理者が安心して浄化槽を使用できるシステムです。



## 浄化槽標準契約のメリット

- 1 個々に依頼し、行っていた、保守点検、清掃、法定検査が、同時に契約できます。
- 2 契約書により、年間の費用が明確になり、安心して浄化槽をご使用いただけます。
- 3 口座振替にすると、委託料が分割でらくに支払いができ、また、手間が省けて便利であんしんです。
- 4 保守点検業者と清掃業者の連携を可能にし、使用中のトラブルに迅速に対応できます。
- 5 使用開始後5年間は、全浄連の保証制度により、保証されており、故障や破損時にも迅速に対応でき安心です。

故障やトラブル時にも安心



保証で安心！



殆どの浄化槽は、保証登録されていますが、保証登録されているかどうかは、工事を依頼した工事業者に確認してください。

全浄連：(社)全国浄化槽団体連合会

## 浄化槽全般に関すること

県環境整備課	TEL088-621-2279	徳島市万代町1丁目 徳島県庁内
徳島保健所	TEL088-602-8901	徳島市新蔵町3丁目80
南部総合県民局	TEL0884-28-9862	阿南市領家町野神319
西部総合県民局	TEL0883-53-2062	美馬市脇町大字猪ノ尻字建神社下南73
吉野川保健所	TEL883-36-9017	吉野川市鴨島町字鴨島106-2



## 浄化槽標準契約全般に関すること

### 検査・標準契約・口座振替に関することは

知事指定検査機関 公益社団法人徳島県環境技術センターまで  
徳島市津田海岸町2-33 TEL 088-636-1234 FAX088-636-1122

### 委託料を個別に業者に支払う場合の連絡先

保守点検に関すること 保守点検業務を委託した保守点検業者(乙)  
清掃に関すること 清掃業務を委託した清掃業者(丙)

保守点検業者及び清掃業者の連絡先は標準契約書に記載してあります。

